

【実践情報社会論I】

Google Books問題にみる アーカイブ政策の課題と展望

2011年7月15日 東京大学大学院 情報学環教育部講義

増田 雅史、生貝 直人

前半

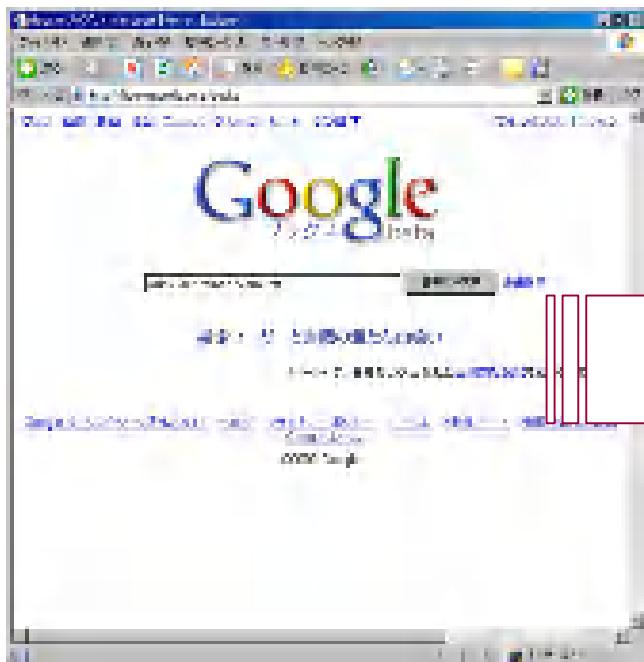
Google Books問題の概要

～Googleは何を目指したのか？～

担当：増田 雅史

< Google Books問題の概要 >

Google Booksとは



<http://books.google.com/books>

The screenshot shows a Windows desktop with a Microsoft Word document open. The title of the document is 'Vorbereitung der Herausgabe'. The text discusses the preparation of the edition, mentioning the original editions from 1791 and 1797, and how they were scanned to create the digital edition. It also notes the use of the 'Edit-as-you-go' principle and the resulting quality of the text.

Vorbereitung der Herausgabe

Der vorliegende Stand ist die Nachfolge der Ausgabe des kleinen ersten Vermauls von 1791 und 1797, die mit einer sehr kleinen Herstellung und Fehler war, die wichtige Stellen aus der Geschichte und Wissenschaftsberichtung gefährdet hat. Das Edit-as-you-go Prinzip dieser Ausgabe sollte daher im Vergleich zu ihrer Vorgängerausgabe weiteren Fortschritt werden. Insgeamt wurde dieses gezielt bei der Herstellung des Textes und derjenigen entsprechenden Stand die anderen in den Vermaulungen vorgenommen, die vor allen Dingen die Auszeichnung des Textes der ersten und der zweiten Originalausgabe bestreben, zu bewahren und zu erhalten. Im Beispiel steht folgender:

Die neue Ausgabe kann den erhaltenen Texten der beiden Originalauslagen von 1791 (S.) und 1797 (B.) eine Hälfte wurde wiederum die zweite Ausgabe der Kirchen- und neuen Testamente eingearbeitet, die in der Form des Textes des Choringer-Schulamts und Universitätsdruckerei verlegt. Eine qualifizierte Untersuchung zur Vervollständigung allerdings sollen die Korrekturen am Text:

< Google Books問題の概要 >

事実経過(1)

2003年12月	Google、“Google Print”計画を発表(現在のGoogle Books)
2004年12月	Google、各大学等の図書館と蔵書のスキャンについて合意
2005年5月	Google、“Google Print”を試験公開、書籍の抜粋を表示
2005年9月	全米作家組合、Googleを被告としてクラスアクションを提起
2005年10月	米国の大手出版社5社、Googleを被告として差止訴訟を提起
2006年10月	両訴訟の併合
2008年10月	米国出版社協会が原告として参加 訴訟当事者間で和解合意(旧和解案)
2008年11月	裁判所、原告側クラスの範囲を拡大し、旧和解案を仮承認
2009年1月5日	和解管理者、裁判所の命令に基づき旧和解案の通知を開始 (Googleはこの時点で書籍約700万冊をデジタル化)

< Google Books問題の概要 >

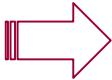
事実経過(2)

2009年9月4日	クラスメンバーの旧和解案からのオプトアウト(離脱)期限
2009年9月18日	米国政府、裁判所に対し旧和解案の成立に反対する意見を提出
2009年10月7日	裁判所、訴訟当事者に対し和解条項の修正を命令 (Googleはこの時点までに書籍1000万冊以上をデジタル化)
2009年11月13日	訴訟当事者、裁判所に対し修正した和解条項を提出(新和解案)
2009年11月19日	裁判所、新和解案を予備承認
2009年12月14日	和解管理者、裁判所の命令に基づき新和解案の補足通知を開始
2010年2月4日	米国政府、裁判所に対し新和解案の成立に反対する意見を提出
2010年2月18日	裁判所、新和解案に関する公聴会を開催 (Googleはこの時点までに書籍1200万冊以上をデジタル化)
2011年3月22日	裁判所、新和解案の最終承認申立を棄却する決定 (Googleはこの時点までに書籍1500万冊以上をデジタル化)

本日に至るまで、新和解案は承認されていない。

< Google Books問題の概要 >

クラスアクションとは

- ◆ クラスアクション(連邦民事訴訟規則23条参照)とは
 - 共通点を持つ一定範囲(クラス)の者を代表して、一人又は複数の者が、全員のために原告として訴え又は被告として訴えられる訴訟形態。
 - 主に米国で発展し、消費者訴訟等においてひろく活用されてきた。
 - ◆ 特徴
 - クラス代表者が、自身のみならず、他のクラス構成員のためにも、何ら授權を受けずに訴訟追行できる。
 - クラスの範囲は特定する必要があるが、個々のクラス構成員は特定されていなくても、判決等の効力が及ぶ。
 - ◆ オプトアウト型クラスアクション
 - 代表的なクラスアクション類型。
 - 訴訟からオプトアウト(離脱)することが可能。
- 
- 手続の公正性を
どうやって担保するか？

< Google Books問題の概要 >

本件におけるクラスの範囲

◆ 当初のクラス

- ミシガン大学図書館の蔵書の著作権者

◆ 旧和解案のクラス

- 2009年1月5日までに公表された書籍等について、米国著作権法上の著作権等の権利を保有しているすべての人物

◆ ポイント

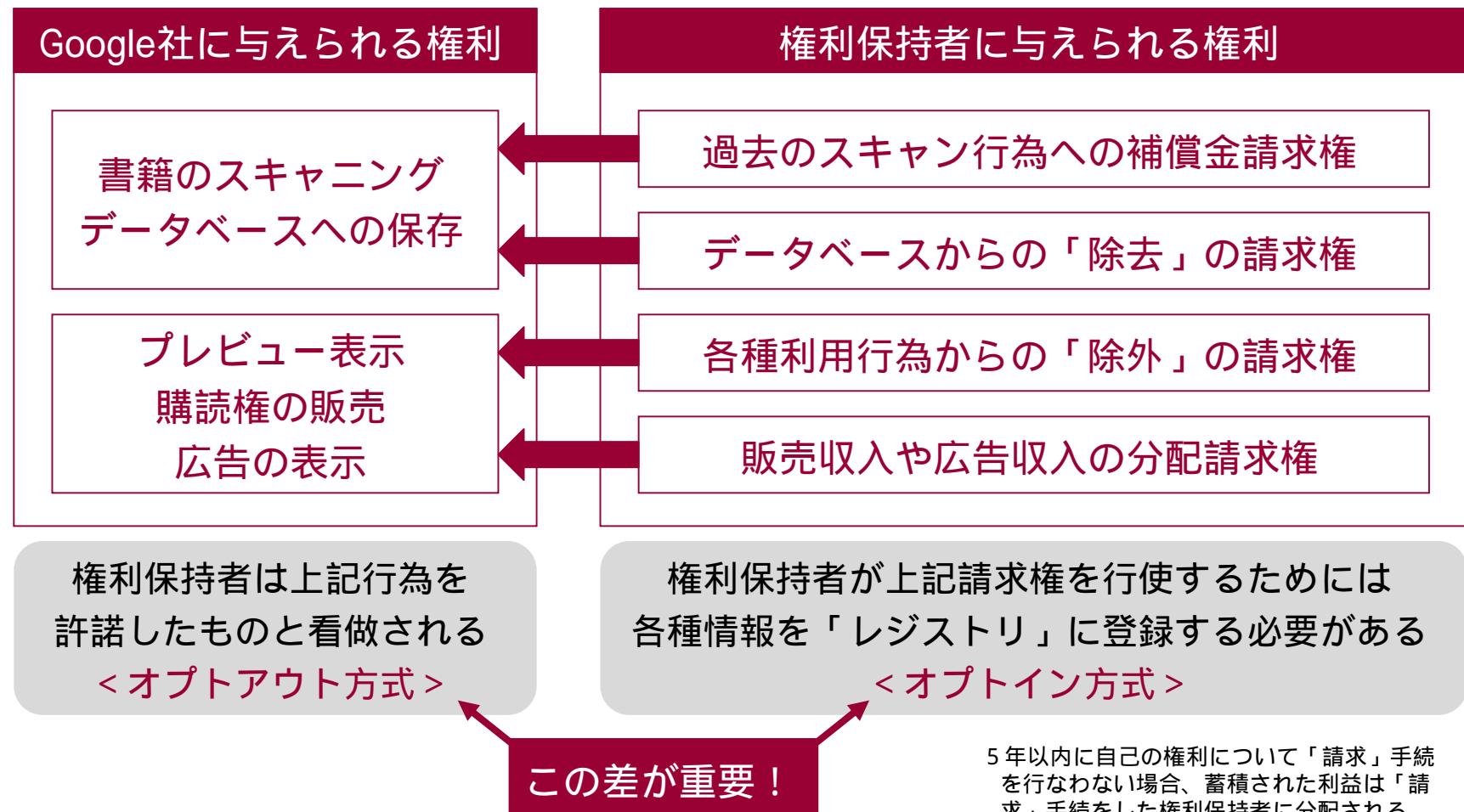
- 著作権の属地主義
- 国際条約(ベルヌ条約等)



世界中の出版関係者が対象となる

< Google Books問題の概要 >

旧和解案の成立がもたらす帰結



< Google Books問題の概要 >

旧和解案の成立がもたらす帰結

Google社に与えられる権利

書籍のスキャニング
データベースへの保存

プレビュー表示
購読権の販売
広告の表示

市販中書籍：原則として表示・販売しない
or
非市販書籍：原則として表示・販売する

重要なポイント

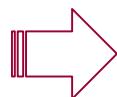
- ・「米国国内において」流通している書籍でなければ、市販中書籍にあたらない。
- ・市販中か否かの一次的な決定権はGoogleにある。

< Google Books問題の概要 >

旧和解案に対する反応(1)

◆和解案の通知後

- 通知の内容が著しく不明確であることに対する反発
- 米国型クラスアクションという異質な制度により当然に和解に「巻き込まれる」ことに対する反発



裁判所は、クラスメンバーが十分な情報のもとに判断できるよう、オプトアウトの期限、異議申立ての期限を延期することを決定。

◆オプトアウト期限の延期後

- 米国司法省による調査
- 訴訟当事者の欧州における説明(欧州委員会におけるヒアリング)
- 訴訟当事者の日本における説明(説明会の開催)

< Google Books問題の概要 >

旧和解案に対する反応(2)

◆ 異議申立の手続

- 全部で435の意見が提出された。
- うち44は、クラスメンバー以外からの意見であった。

◆ 各国政府の対応

米国政府	意見書を提出。総論では賛成しつつ、クラスアクション手続の問題点、競争法上の問題点、著作権法上の問題点を指摘し、成立に反対。
フランス政府 ドイツ政府	意見書を提出。米国外のクラスメンバーに対する配慮に欠けていること等を指摘し、成立に反対。
日本国政府	意見書を提出せず 、米国政府に申し入れ。わが国の著作権者等に速やかかつ十分な情報提供が行われることが望ましいこと等を指摘するにとどめる。

<和解案の法的・政策的な問題点>

何が問題なのか？（1）

手続法的な問題点

クラス代表者の適切性

- ◆ Googleが得る利用許諾の内容は、訴訟上の争点と大きく異なること。
- ◆ 全部の収益がやがてレジストリへの登録済み権利保持者に分配されるため、このような権利保持者と、未登録の権利保持者との間に利益相反があること。
- ◆ 米国外の権利者が加入不可能である団体がクラス代表者（訴訟当事者）であること。

通知の十分性

- ◆ 十分な数のクラスメンバーに連絡がなされていないこと。
- ◆ 通知が和解案の広範な射程の全体像を伝えるものないこと。

新和解案における対応

クラスの縮減

- ◆ クラスの範囲が、おおむね米国、カナダ、イギリス、オーストラリアの4カ国の者に限定された。

未登録書籍についての受託者の設置

- ◆ レジストリへの登録手続がなされていない書籍について、その書籍の権利保持者を独立に代表する期間が設置された。
- ◆ 未登録書籍の利用により得られた収益は、権利保持者を探す費用に充てられることとなった。

米国外の権利保持者への配慮

- ◆ レジストリの理事を、上記4カ国からそれぞれ選任することが明確化された。
- ◆ 市販中か否かは、上記4カ国において入手できるかどうかにより判断されることとなった。

<和解案の法的・政策的な問題点>

何が問題なのか？（2）

競争法的な問題点

著者・出版社間の水平的協定

- ◆ 卸売条件に関する権利者(売主)・Google(卸売)間の合意があること。
- ◆ Googleによる値下げ幅に制限がある等、小売販売価格競争に対する制約があること。
- ◆ オーファンワークスの販売条件をレジストリが恣意的に決定できること。

競争締め出しのおそれ

- ◆ Google以外がオーファンワークスに関する利用の許諾を得られないこと(レジストリは第三者にオーファンワークスの利用について許諾する権限を有しない。)。
- ◆ Googleは必ず競合他社と同等以上の条件を享受できること(最惠国条項)。

オーファンワークス（孤児作品）：
権利者の存否または所在が不明な作品

新和解案における対応

価格決定方法の改善

- ◆ 価格決定のアルゴリズムはGoogleが独自に作成することとされた。
- ◆ Googleによる値引き幅の制限が撤廃された。

第三者の参入可能性の向上

- ◆ 最惠国条項が削除された。
- ◆ 再販業者がGoogleのかわりに書籍のアクセス権を販売し、Googleが得るべき収益の大半を取得することが認められた。

オーファンワークスの利用権や販売条件については、明確な解決策が盛り込まれなかった。

<和解案の法的・政策的な問題点>

何が問題なのか？（3）

- ◆ 米国政府の意見書が示すディレンマ。

和解案の目的については総論で賛成

- ◆ 著作権で保護された多くの作品について、正当な対価の支払いを伴う形で広く公衆に利用されるようになることで「重要な社会的便益がもたらされる可能性がある」
- ◆ = 著作権法の制約下では実現ができなかったことを実現。

方法論については総論で反対

- ◆ 「著作権で保護された何百万もの書籍の権利を地球規模で処理することは、私的な裁判上の和解によってではなく、立法によって行なわれるべき政策変更の典型であるといえる」
- ◆ = 著作権法それ自体をリформする必要性。

Google Books問題の顛末について雑感

◆ わが国の権利者の受け止め方に感ずる懸念

- Google Booksの上陸は黒船到来か？
- Google Booksの撤退は攘夷成功か？

◆ わが国の書籍が除外されたことによって生ずる懸念

- 英語圏において電子書籍出版ビジネスのデファクトスタンダードを形成されるスピードが速まるのに対し、非英語圏において同ビジネスの進展が遅延するおそれがあること。
- 非英語圏における知の共有・利用の促進が、英語圏と比して遅れを取るおそれがあること。



わが国においても、電子出版ビジネス、文化振興、学術振興などの多面にわたり、Google Booksが提起した問題点を検討する必要がある

新和解案の不承認決定

◆ 不承認の主要な理由は…

- 原告(一部の代表者)と他のクラスメンバーとの間の利益相反
- クラスアクションの限界(過去の行為を免責する部分はOK、将来の行為を免責する部分はNG)
- 司法と立法の棲み分け(孤児作品対策は立法で解決すべし)
- 著作権法の目的との不整合(Googleは当初無許諾で複製したのに、権利者が自分で申出なければ保護されない構造になっており問題)
- 反トラスト法上の懸念(孤児作品を含むDBをもつGoogleに誰も太刀打ちできなくなる)

◆ 裁判所「オプトイン方式にすれば多くの問題は改善される」

- しかし、Googleの意向は…
- したがって、再修正案の焦点となるのは…

< Google Books問題が示唆するもの >

見切り発車ビジネス

◆ 見切り発車ビジネス？

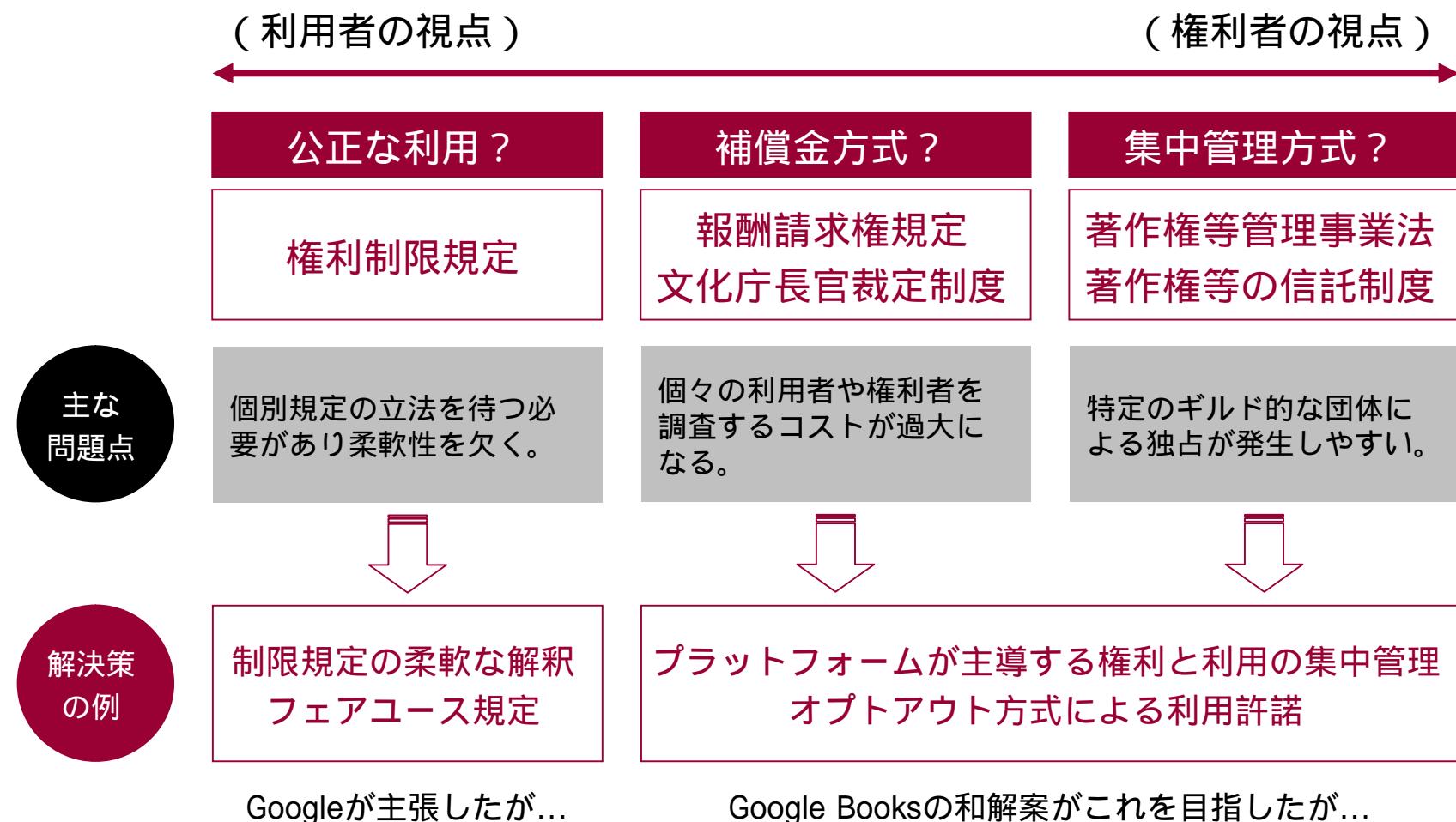
- NHKオンデマンド（見切り発車しなかったケース）
- エニグモ「コルシカ」（見切り発車後、急停止したケース）
- Google Books（どこまで進行できるか冒険したケース）

◆ 事前の個別許諾を必要としない場合とは？

- 公正な利用？（無償でもOK）
- 補償金方式？（有償なら事後処理でもOK）
- 集中管理方式？（権利管理団体の許可のみでOK）

< Google Books問題が示唆するもの >

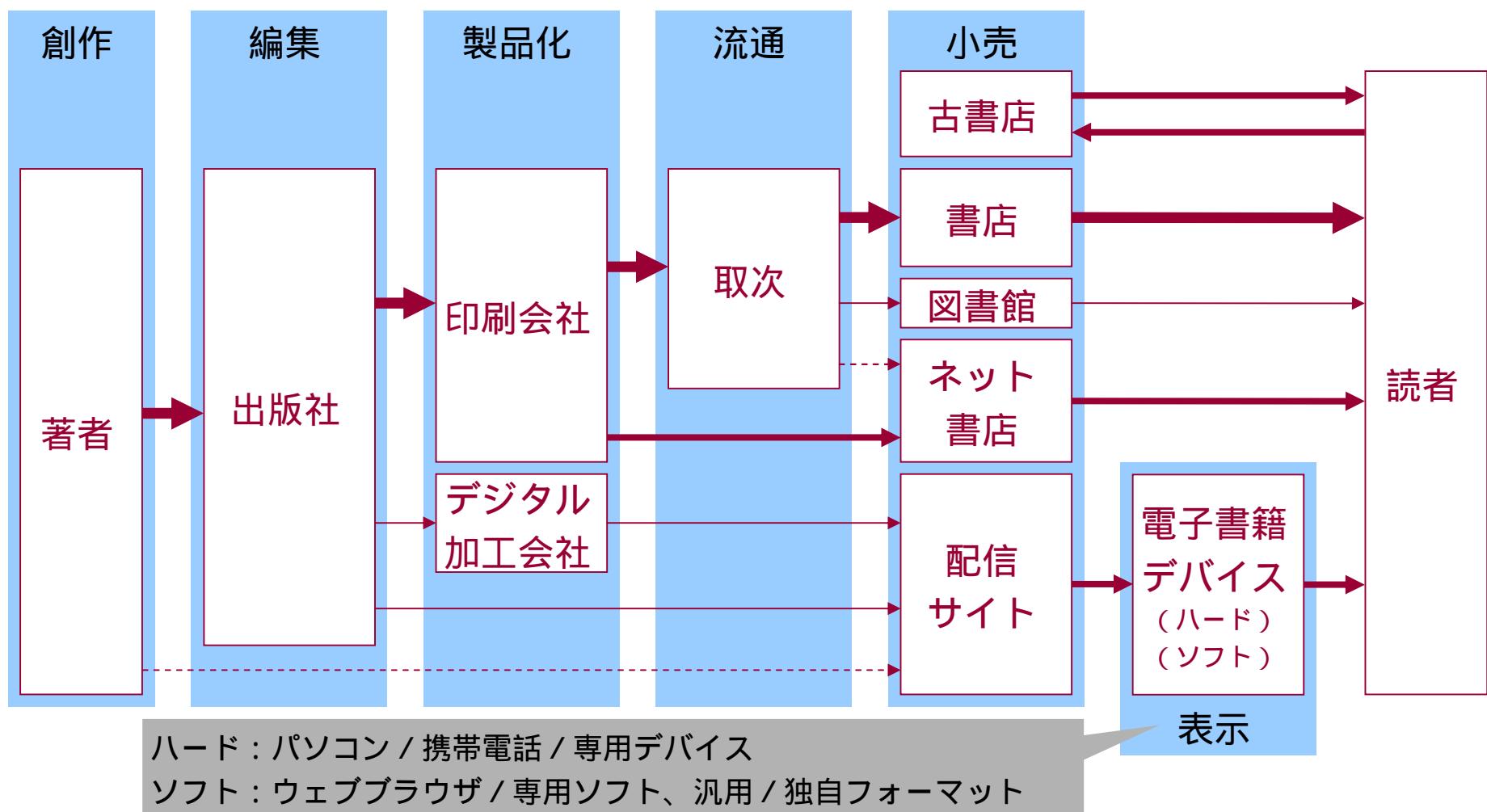
利用と権利保護のバランス



(おまけ)

<既存の出版ビジネスと電子書籍流通>

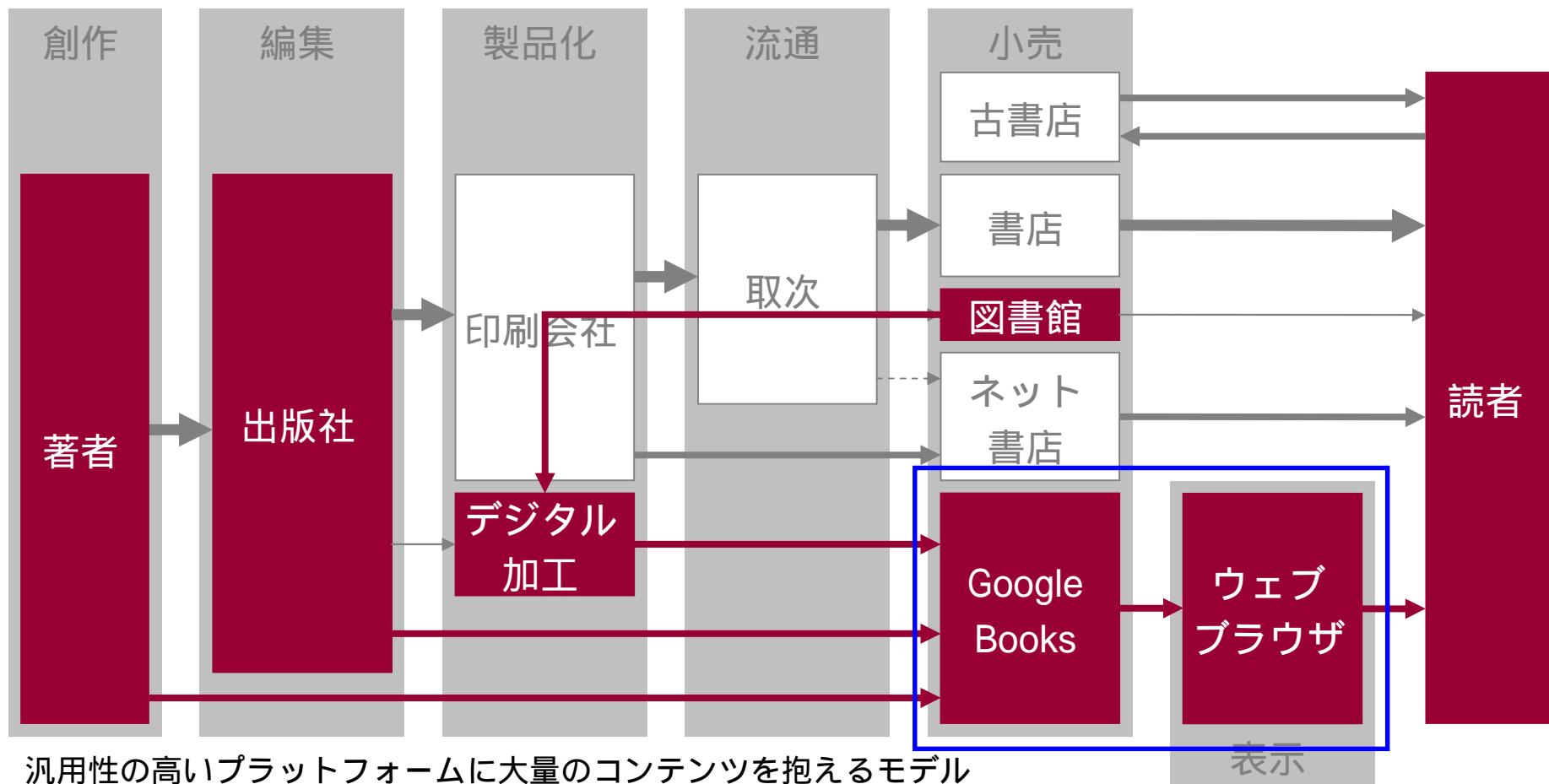
出版ビジネスの構造



(おまけ)

<既存の出版ビジネスと電子書籍流通>

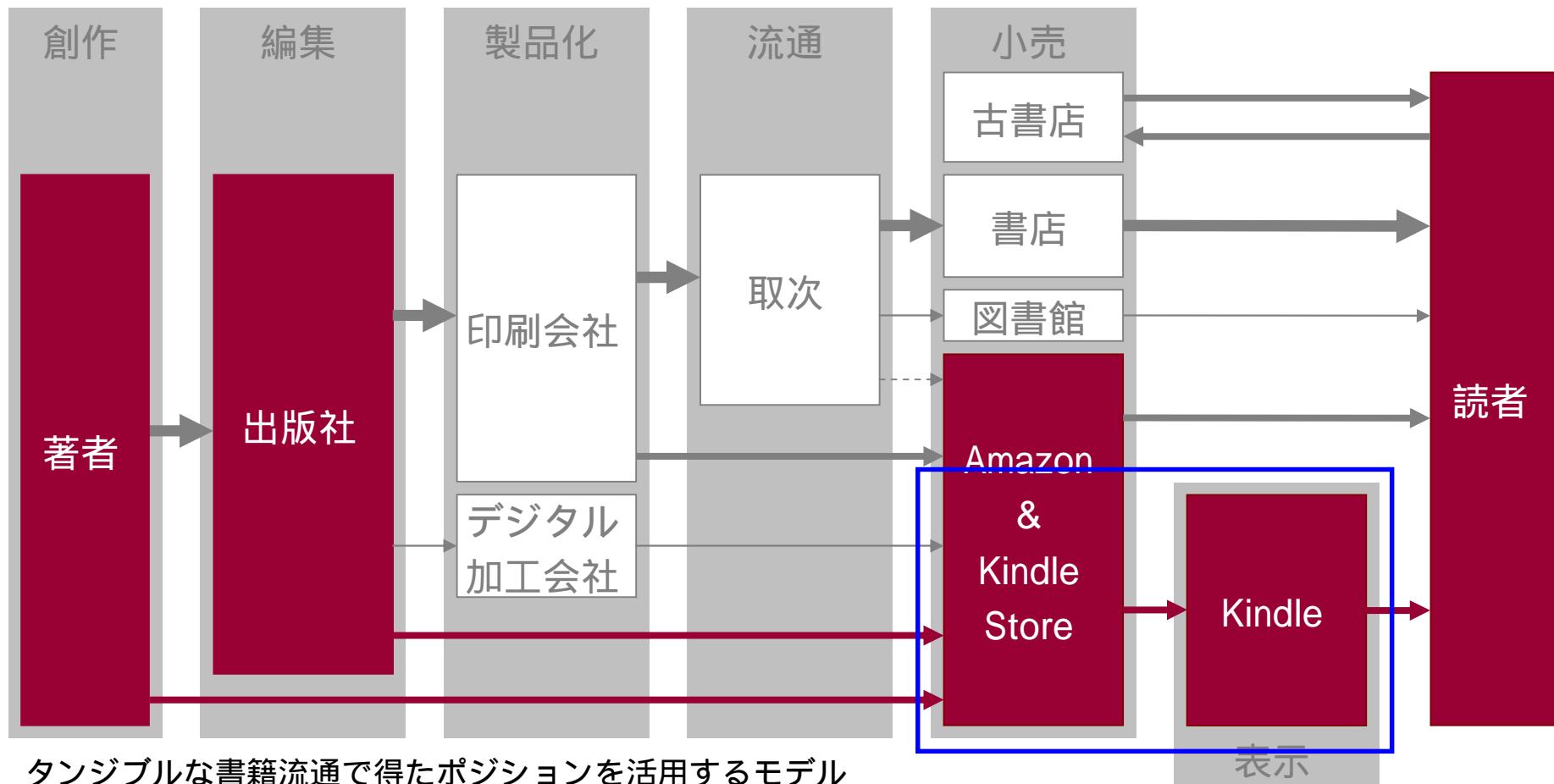
Google Books、Google Edition



(おまけ)

<既存の出版ビジネスと電子書籍流通>

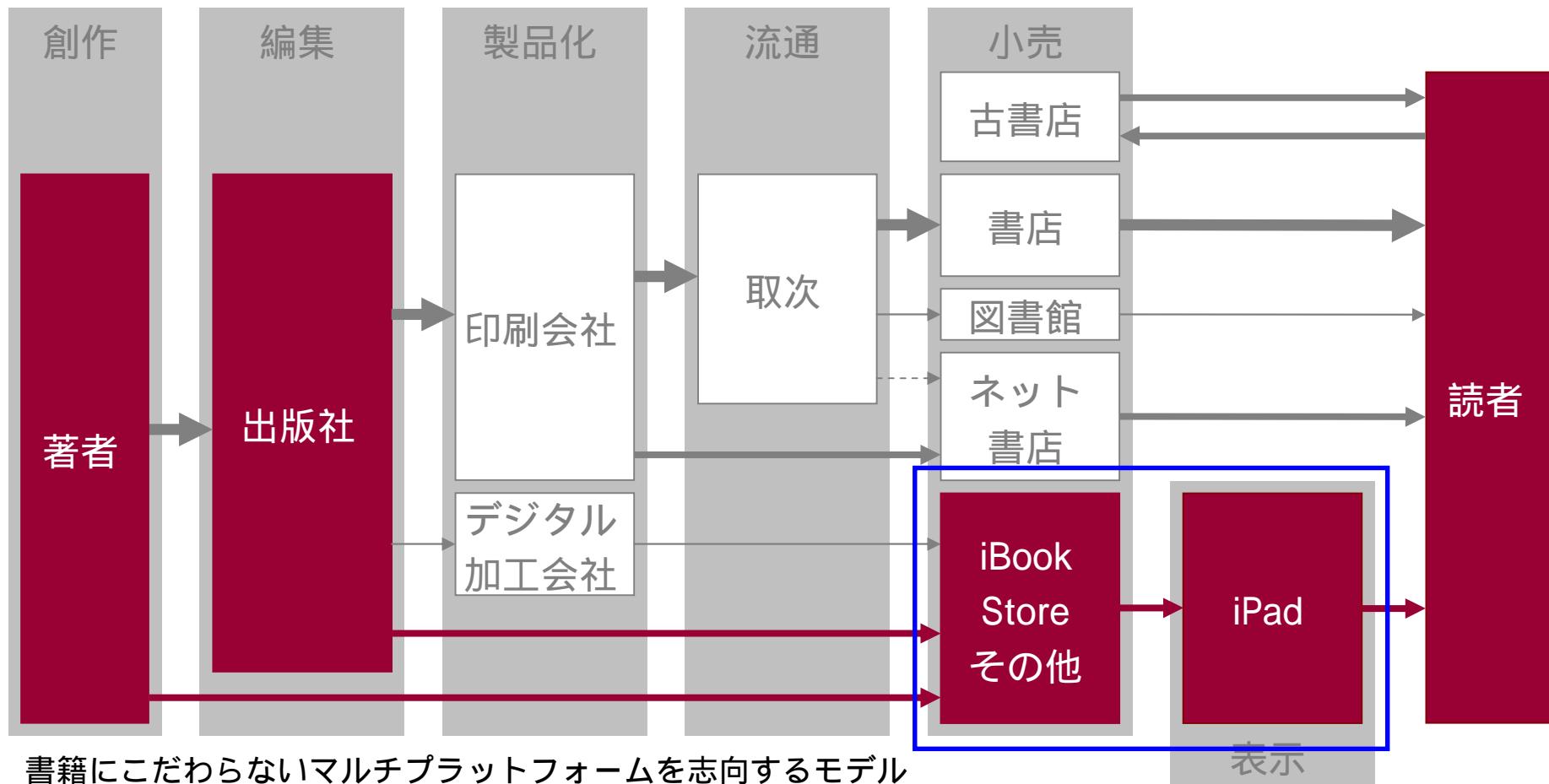
Amazon Kindle Store



(おまけ)

<既存の出版ビジネスと電子書籍流通 >

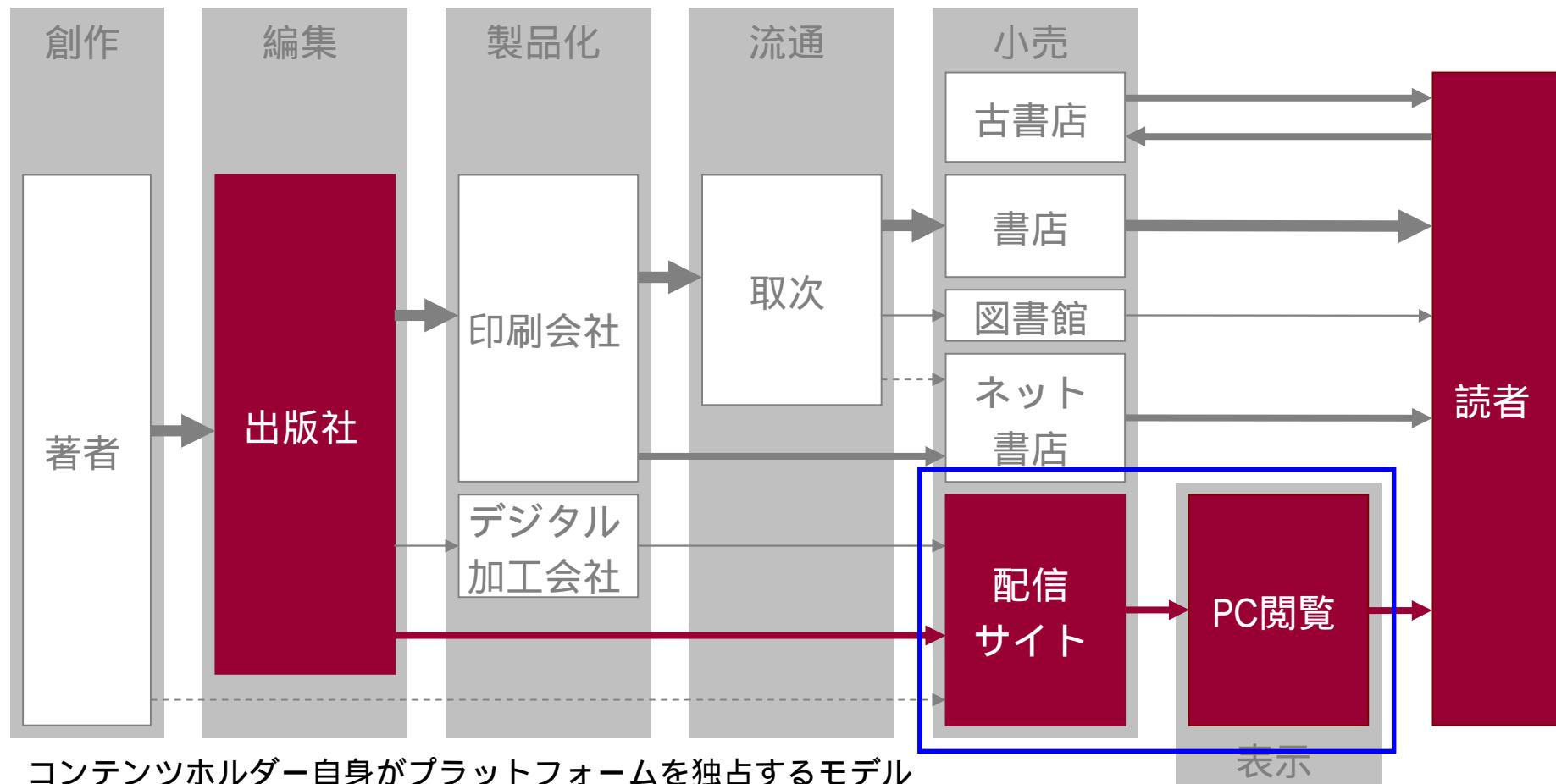
Apple iBook Store



(おまけ)

<既存の出版ビジネスと電子書籍流通>

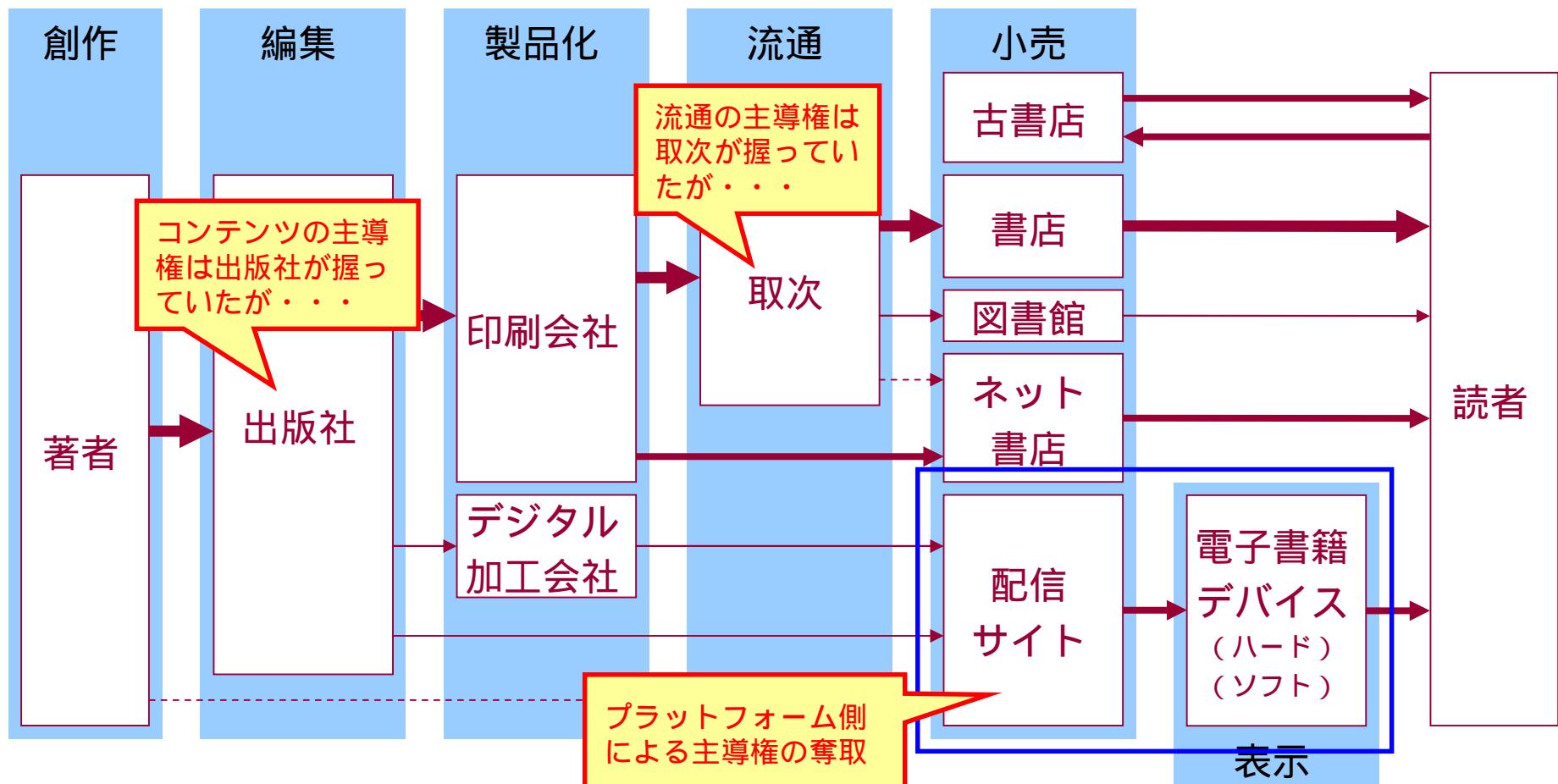
日本雑誌協会 雜誌デジタル配信



(おまけ)

<出版業界の課題>

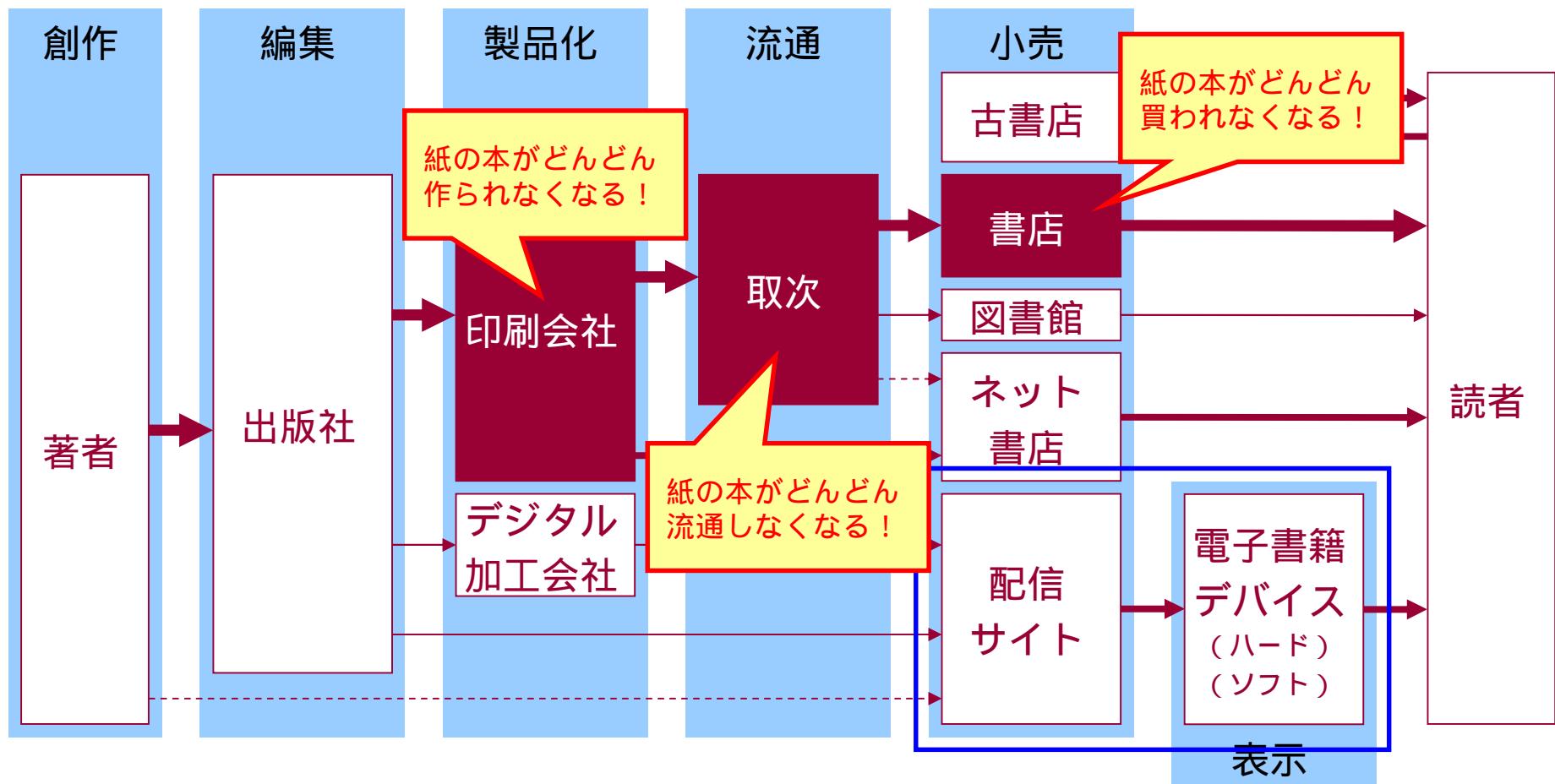
主導権の変動



(おまけ)

<出版業界の課題>

紙出版ビジネスの衰退



(おまけ)

<出版業界の課題>

出版社ビジネスの構造的な問題点

